

事業の種類	行政処分日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	※ 事業者 点 数	営業所 点数
一般乗合	令和8年8月27日	新潟交通観光バス株式会社(法人番号3110001002080) 代表者古田哲	新潟県新潟市中央区万代1丁目6番地1号	潟東営業所	新潟県新潟市大原338番地	文書警告	道路運送法第27条第3項	令和8年7月23日、重傷事故を惹起したとして監査を実施。1件の違反が認められた。(1)「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1676号。以下「運転者に対する指導監督告示」という。)による運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	0	0

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(北陸信越運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。